

資産目録（一覧）

下記1から16の項目についてはあってもなくてもその旨を必ず記入します。

【有】と記入したものは、別紙（明細）にその部分だけを補充して記入します。

*預貯金は、解約の有無及び残高の多寡にかかわらず、各通帳の表紙・中表紙を含め、過去2年以内の取引の明細が分かるように記帳部分全部の写しを提出します。

*現在事業を営んでいる人又は過去2年以内に事業を営んでいたことがある人は過去2年度分の所得税の確定申告書の写しを、法人代表者の場合は過去2年度分の法人の確定申告書及び決算書の写しを、それぞれ提出します。

1 申立て時における33万円以上の現金 【有 無】

*33万円以上の現金がない場合にも、資産目録（明細）に申立時の現金を全額記入します。

2 預金・貯金 【有 無】

過去2年以内に口座を保有したことがない。

3 公的扶助（生活保護、各種扶助、年金等）の受給 【有 無】

4 報酬・賃金（給料・賞与等） 【有 無】

5 退職金請求権・退職慰労金 【有 無】

6 貸付金・売掛金等 【有 無】

7 積立金等（社内積立、財形貯蓄、事業保証金等） 【有 無】

8 保険（生命保険、傷害保険、火災保険、自動車保険等） 【有 無】

9 有価証券（手形・小切手、株式、社債）、ゴルフ会員権等 【有 無】

10 自動車・バイク等 【有 無】

11 過去5年間において、購入価格が20万円以上の財産
（貴金属、美術品、パソコン、着物等） 【有 無】

12 過去2年間に換価した評価額又は換価額が20万円以上の財産 【有 無】

13 不動産（土地・建物・マンション等） 【有 無】

14 相続財産（遺産分割未了の場合も含みます。） 【有 無】

15 事業設備、在庫品、什器備品等 【有 無】

16 その他、破産管財人の調査によっては回収が可能となる財産 【有 無】
過払いによる不当利得返還請求権 否認権行使 その他

資産目録（明細）

*該当する項目部分のみを記入して提出します。欄が足りないときは、適宜欄を加えるなどして記入してください。

1 現金 _____円

*申立て時の現金を全額記入します。

2 預金・貯金

*債務者名義の預貯金口座（ネットバンクを含む。）について、申立て前1週間以内に記帳して確認した結果に基づいて、その残高及び通帳記帳日を記入してください。残高が0円である場合も、その旨を記入してください。

*解約の有無及び残高の多寡にかかわらず各通帳の表紙・中表紙を含め、過去2年以内の取引の明細が分かるように記帳部分全部の写しを提出します。

*いわゆるおまとめ記帳部分は取引明細書も提出します。

金融機関・支店名 (郵便局, 証券会社を含む。)	口座の種類	口座番号	申立て時の残高
			円

通帳記帳日 平成 _____年 _____月 _____日

3 公的扶助の受給

*生活保護, 各種扶助, 児童手当, 年金等をもれなく記入します。

*受給証明書の写しも提出します。

*金額は, 1か月に換算してください。

種 類	金 額	開 始 時 期	受給者の名前
	円/月	平・昭 年 月 日	

4 報酬・賃金（給料・賞与等）

*給料・賞与等の支給金額だけでなく、支給日も記入します（月払の給料は、毎月〇日と記入し、賞与は、直近の支給日を記入します。）。

*最近2か月分の給与明細及び過去2年度分の源泉徴収票又は確定申告書の控えの各写しを提出します。源泉徴収票のない人、確定申告書の控えのない人、給与所得者で副収入のあった人又は修正申告をした人は、これらに代え、又はこれらとともに、課税（非課税）証明書を提出します。

種 類	支 給 日	支 給 額
		円

5 退職金請求権・退職慰労金

*退職金の見込額を明らかにするため、使用者又は代理人作成の退職金計算書を添付します。

*退職後に退職金を未だ受領していない場合は4分の1相当額を記入します。

種類	総支給額（見込額）	8分の1（4分の1）相当額
	円	円

6 貸付金・売掛金等

*相手の名前，金額，発生時期，回収見込額及び回収できない理由を記入します。

*金額と回収見込額の双方を記入してください。

相手方	金額	発生時期	回収見込額	回収できない理由
	円	平・昭 年 月 日	円	

7 積立金等（社内積立，財形貯蓄，事業保証金等）

*給与明細等に財形貯蓄等の計上がある場合は注意してください。

種類	金額	開始時期
	円	平・昭 年 月 日

8 保険（生命保険，傷害保険，火災保険，自動車保険等）

*申立人が契約者で，未解約のもの及び過去2年以内に失効したものを記入します（出捐者が債務者か否かを問いません。）。

*源泉徴収票，確定申告書等に生命保険料の控除がある場合や，家計や口座から保険料の支出をしている場合は，調査が必要です。

*解約した保険がある場合には，20万円以下であっても，「12 過去2年間に処分した財産」に記入してください。

*保険証券及び解約返戻金計算書の各写し，失効した場合にはその証明書（いずれも保険会社が作成します。）を提出します。

*返戻金が20万円以下の場合も全て記入します。

保険会社名	証券番号	解約返戻金額
		円

9 有価証券（手形・小切手，株式，社債），ゴルフ会員権等

*種類，取得時期，担保差入及び評価額を記入します。

*証券の写しも提出します。

種類	取得時期	担保差入	評価額
	平・昭 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円

10 自動車・バイク等

*車名，購入金額，購入時期，年式，所有権留保の有無及び評価額を記入します。

*家計全体の状況に駐車場代・ガソリン代の支出がある場合は，調査が必要です。

*自動車検査証又は登録事項証明書の写真提出します。

車名	購入金額	購入時期	年式	所有権留保	評価額
	円	平・昭 年 月 日	年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円

11 過去5年間において，購入価格が20万円以上の財産

（貴金属，美術品，パソコン，着物等）

*品名，購入価格，取得時期及び評価額（時価）を記入します。

品名	購入金額	取得時期	評価額
	円	平成 年 月 日	円

12 過去2年間に換価した評価額又は換価額が20万円以上の財産

- *過去2年間に換価した財産で、評価額又は換価額のいずれかが20万円以上の財産は全て記入します。
- *不動産の売却、自動車の売却、保険の解約、定期預金の解約、過払金の回収等について、換価時期、換価時の評価額、実際の換価額、換価の相手方、取得した金銭の用途を記入します。
- *換価に関する契約書・領収書の写し等換価を証明する資料を提出します。
- *不動産を換価した場合には、換価したことが分かる登記事項証明書等を提出します。
- *用途に関する資料を提出します。

財産の種類	換 価 時 期	評価額	換価額	相手方	使 途
	平成 年 月 日	円	円		

- *賞与の受領、退職金の受領、敷金の受領、離婚に伴う給付等によって取得した現金についても、取得時期、取得額、用途を記入します。
- *給与明細書等受領を証明する資料を提出します。
- *用途に関する資料を提出します。

財産の種類	取 得 時 期	取得額	使 途
	平成 年 月 日	円	

13 不動産（土地・建物・マンション等）

- *不動産の所在地、種類（土地・借地権付建物・マンション等）を記入します。
- *共有等の事情は、備考欄に記入します。
- *登記事項証明書を提出します。
- *オーバーローンの場合は、定形の上申書とその添付資料を提出します。
- *遺産分割未了の不動産も含みます。

不動産の所在地	種 類	備 考

14 相続財産

- *被相続人、続柄、相続時期及び相続した財産を記入します。
- *遺産分割未了の場合も含みます（不動産は13に記入します。）。

被相続人	続柄	相 続 時 期	相続した財産
		平・昭 年 月 日	

15 事業設備，在庫品，什器備品等

- *品名，個数，購入時期及び評価額を記入します。
- *評価額の疎明資料も添付します。

品名	個数	購入時期	評価額
		平・昭年月日	円

16 その他，破産管財人の調査によっては回収が可能となる財産

- *相手方の氏名，名称，金額及び時期等を記入します。
- *現存していなくても回収可能な財産は，同時破産廃止の要件の認定資料になります。
- *債務者又は申立代理人によって回収可能な財産のみならず，破産管財人の否認権行使によって回収可能な財産も破産財団になります。
- *ほかの項目に該当しない財産（敷金，過払金，保証金等）もここに記入します。

相手方	金額	時期	備考
		平・昭年月日	